

徳島県環境審議会生活環境部会 会議録

1 日 時

令和4年7月27日（水） 午前10時から午前11時まで

2 場 所

徳島県庁 10階 大会議室 及び Web

3 出席者

＜委員＞ 委員17名中13名が出席

（1号委員：学識経験者，五十音順，敬称略）

岩下佳代委員，奥嶋政嗣委員，川瀬益栄委員，岸史郎委員，齋藤恵委員，
谷口美德委員，西山成実委員，林紀子委員，板東美千代委員，水口裕之委員，
本仲純子委員（部会長）

（2号委員：市町村長又はその指名する職員，五十音順，敬称略）

井原まどか委員，徳永高啓委員（代理出席）

＜事務局＞

久米危機管理環境部グリーン社会統括監兼副部長，相原環境管理課長 ほか

4 会議次第

（1）開会

（2）挨拶

（3）審議

第9次総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について

（4）閉会

《配付資料》

会議次第

出席者名簿

配席表

- ・ 資料1-1 第9次総量削減計画（案）_概要
- ・ 資料1-2 第9次総量削減計画（素案）との変更点
- ・ 資料1-3 第9次総量削減計画（案）
- ・ 資料1-4 総量規制基準（案）について
- ・ 資料1-5 化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準（案）
- ・ 資料1-6 窒素含有量に係る総量規制基準（案）
- ・ 資料1-7 リン含有量に係る総量規制基準（案）
- ・ 資料1-8 「第9次総量削減計画」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画」について
- ・ 資料2-1 パブリックコメント及び関係市町村への意見照会の結果について
- ・ 資料2-2 パブリックコメントの実施結果
- ・ 資料2-3 第9次総量削減計画等について（スライド説明資料）

5 審議

■議事概要

【事務局】

それでは、ただ今から、徳島県環境審議会第2回生活環境部会を開会いたします。

本日は、今般の新型コロナウイルスの感染状況を考慮して、会場とWeb併用での開催となっております。

それでは、審議に移ります。

本日の出席委員は13名であり、当部会の委員数17名の過半数が出席されておりますので、徳島県環境審議会運営規程第7条第3項の規定により、この会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の審議は公開となっております。

また、徳島県環境審議会運営規程第9条により、会議録の作成が義務づけられており、当部会の議事も録音いたしますので、御了承ください。

それでは、はじめに、危機管理環境部 グリーン社会統括監兼副部長 久米より御挨拶を申し上げます。

【久米統括監】

(挨拶)

【事務局】

ここで、本日の会議資料の御確認をお願いします。

(会議資料の確認)

【事務局】

それでは、審議に移ります。

本日の案件については、知事から環境審議会会長に、諮問されております。

また、徳島県環境審議会運営規程第6条第1項の規定により、環境審議会会長から当部会に付議されております。

なお、当部会の議事進行については、徳島県環境審議会運営規定第3条及び第7条第2項の規定に基づき、部会長が行うこととなっておりますので、本仲部会長に議長として、議事を進行いただきます。

それでは、本仲部会長、よろしく願いいたします。

【部会長】

部会長の本仲でございます。それでは、議事の進行に当たりまして、委員の皆様方には、審議に対する御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから審議に入らせていただきます。

「第9次総量削減計画の策定」について、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】

(説明)

【部会長】

ありがとうございました。

ただ今、事務局からこれまでの総量削減計画の経緯、パブリックコメントの実施結果、素案からの変更点についての御説明がございましたけれども、これに対しまして、何か御意見とか御質問はございませんでしょうか。

【委員】

2点ほど質問させていただきたい。

1つはパブリックコメントの1番と同じ内容になりますが、削減目標量の説明がパブリックコメントでは「一日に発生する量」と括弧書きであります。計画には説明が書かれておらず、やはり「削減する量」と読めてしまうので、注記が必要かなと個人的には考えております。

それからもう一つは、資料1-2の3頁の(3)農水産系排水の3行目に土壌診断という言葉があるのですが、土壌診断をする組織はすでに整備されているのでしょうか。あるいはどこが担当するのか、この2点について教えていただければと思います。

【事務局】

計画の「削減目標量」については「法令用語」になりますので、そのまま使用させていただき、注釈として「削減目標量」の内容がわかる説明を追記させていただきたいと思えます。

【委員】

はい、分かりました。

【事務局】

もう一つの土壌診断につきましては、県の各研究所や地域の農業支援センターで土壌診断を行いまして、後は各農協でも土壌診断ができるようになっていきます。

【委員】

ありがとうございました。例えば、この一年間でどれくらいの診断数があったのかデータはございますでしょうか。かなりの数があるのでしょうか。

【事務局】

はい、そうですね。何千といわず、かなりの数があります。

【委員】

土壌診断のことは農業者には十分伝わっているのでしょうか。

【事務局】

はい、そうです。

【委員】

はい、ありがとうございました。

【部会長】

その他に何かございませんでしょうか。

【委員】

意見ではないのですが、資料2-1の、私も小松島に住んでいますが、アサリの放流をしていることを知りませんでした。私たちが小さい頃には和田島や小松島の砂浜に行ってアサリ掘りをしていたのですが、大きい船が着くため、砂浜がなくなっているのですね。どこで放流してるかわかりでしょうか。子ども達が、自然にふれ合うことはいいことだと思いますので、是非、そういう活動は続けて欲しいと思っています。

【事務局】

アサリの放流場所については確認できておりませんが、今年の6月にイベントを実施し、子ども達とアサリを放流したとのこと。県でも小松島市の取り組みを参考にし、子ども達を対象とした現場での実習を色々と検討して参りたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

【委員】

はい、よろしく申し上げます。

【部会長】

その他何かございませんでしょうか。

【委員】

意見等を反映して、適切に計画を修正いただいたと思います。

【部会長】

ありがとうございます。

他にありませんので、それでは「総量規制基準の設定」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(説明)

【部会長】

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に対しまして、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

【委員】

総量規制基準について、時期区分を設定している趣旨はどういうことでしょうか。

【事務局】

総量規制基準が策定されたときに最初の時期区分の濃度が設定されています。新たに施設の設置等によって増加した排水については、増加した時期によってより厳しい基準が適用されるようになっていきます。最初からある施設については緩やかな基準（ C_0 ）が適用され、新しく施設を増設したら、増設した時期の新しい基準（ C_i 、 C_j ）が適用されるようになります。CODについては時期が3つに分かれております。

【委員】

その施設の設置時期によって異なるということでしょうか。

【事務局】

はい、施設の設置時期によって適用される基準が異なります。

【委員】

はい、分かりました。ありがとうございました。

【部会長】

その他何かございませんでしょうか。

当部会では、報告をまとめる必要がありますので、少しお時間をいただきます。

【事務局】

報告案を修正する必要がありますので、5分ほど休憩をお願いします。

【部会長】

事務局から、「報告（案）」を提示させていただきますので、ご覧ください。

それでは、事務局で「報告（案）」を朗読してください。

【事務局】

（「報告（案）」朗読）

【部会長】

ありがとうございました。

ただいま読み上げていただいた「報告（案）」についてご意見はございませんでしょうか。

【委員】

最後のところの「遵守」の漢字についてですが、昔、新聞社が順番の順で「順守」と書いていたので『「遵守」の方が正しいのではないのでしょうか。』と問い合わせをしたことがあります。そうすると、この頃は難しい「遵」は使わないという話があったのですが、「遵」の使い方に基準はあるのですか。分からなければ、回答は不要です。

【事務局】

確認させていただきます。ご意見どうもありがとうございました。

【部会長】

その他何かございませんでしょうか。

特にないようですので、本案を部会報告とすることでいかがでしょうか。

【部会長】

異議がないようですので、本案をもって部会報告といたします。

なお、私が徳島県環境審議会長を務めておりますので、徳島県環境審議会運営規程第8条第2項の規定により、当部会の決議を、環境審議会の決議として知事に答申したいと思っております。

【部会長】

続きまして、事務局から計画策定に関して今後のスケジュール等について説明をお願いします。

【事務局】

(説明)

【部会長】

ありがとうございました。

何かご質問とかはございませんでしょうか。

【部会長】

特にないようですので、それではこれもちまして本日の審議を終了いたします。

議事の進行につきまして、ご協力いただき、ありがとうございました。

【委員】

単純な疑問が一つだけありますので話します。家庭の主婦たちが悩んでいると思われませんが、昔からある酸の強いサンポールなどの洗剤がまっさらで残っていることがあります。そのまま捨てる訳にはいかず、サンポールなどの髪の毛を溶かす強い薬品をどう処理したらいいのか困っています。そういう単純な質問はどこに聞けばいいのか、アドバイスしていただければうれしいです。まっさらなものがあって排水口に流すのはちょっと抵抗があります。

【委員】

今のご質問ですが、家庭から出てくるものは一般廃棄物になります。一般廃棄物の中で農薬やサンポールなどの処分に困っていることは多々、我々の産業廃棄物協会事務局に一般市民の方から電話がかかってくる。だいたい市役所に電話して、市役所で分からないので我々の協会に電話がかかってくる。法律的にいうと市町村の責務、だけど市町村で処理できない場合は、産業廃棄物として処理することになっています。サンポールなどを

もってきていただいて法律通りであれば、中和して処理する場合があります。ただ、個人的な話ですが、近くの人が持ってきていただいたら、家などで使ったりとか、もったいないので使い切るようにしています。

【委員】

父の事務所を片付けていると色々なものが大量に出てきましてね。それこそ市役所に電話して聞こうと思っていました。そういうのも含めてもっと里海をきれいにしていくことも必要なのではないかと考える必要があります。

【委員】

熊本県の産業廃棄物協会、佐賀県か忘れましたが、我々の協会の中で一般市民の方からの無料相談をしている協会があることを聞いています。農家の息子さんからの相談で、農薬でラベルが剥げているものや昔からあったものとかの相談を受けることが多いが、われわれには何も権限がないので、それが産廃ですよ、一廃ですよ、どう処理しなさいってことは言えない。熊本県や他の県では県や市から委託を受けて事業をしている協会がありますけど、徳島ではそういうのはないので、どないかしてあげたいと思ってもどうすることもできない。

【部会長】

そうですね。個人的に中和とかは個人でするのは危ないですよ。怪我したりとか、個人的にはあまり触らない方がいい。

他にございませんでしょうか。

【部会長】

ありがとうございました。

これをもちまして本日の議事は終了といたしたいと思います。

議事の進行につきまして、御協力いただき、ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。

最後に、危機管理環境部グリーン社会統括監兼副部長 久米から、お礼を申し上げます。

【久米統括監】

(お礼)

【事務局】

以上をもちまして、徳島県環境審議会第2回生活環境部会を閉会いたします。

ありがとうございました。